

議案第1号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり定める。

平成25年8月14日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）中

「

沖縄県立 沖縄高等特別支 援学校	うるま市字 田場	知的障害	高等部		3年	普通科
中部農林高等 学校分教室	うるま市字 田場	知的障害	高等部		3年	普通科
南風原高等学 校分教室	南風原町字 津嘉山	知的障害	高等部		3年	普通科

を

」

「

沖縄県立 沖縄高等特別支 援学校	うるま市字 田場	知的障害	高等部		3年	普通科
中部農林高等 学校分教室	うるま市字 田場	知的障害	高等部		3年	普通科
南風原高等学 校分教室	南風原町字 津嘉山	知的障害	高等部		3年	普通科
陽明高等学校 分教室	浦添市大平	知的障害	高等部		3年	普通科

に改め

」

る。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

規則概要の説明

部課名 県立学校教育課

1 件名

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 「県立特別支援学校編成整備計画（平成 24 年 3 月）」の施策 2 として、「高等部における軽度知的障害生徒の教育の場の拡充」があり、その具体策として、県立高等学校に特別支援学校軽度知的障害高等部の分校・分教室を設置することとしている。
- (2) 特別支援学校高等部への入学希望者の増加が高等部過密化の要因の一つとして挙げられる中、平成 22 年度から平成 24 年度の 3 年間で「特別支援学校高等部分教室の調査研究モデル校事業」により、県立高等学校に特別支援学校高等部分教室を設置し、共生化の拡大等の目的に向けての調査研究が行われた。
- (3) モデル校事業の成果を踏まえ、平成 25 年度から中部農林高等学校、南風原高等学校、久米島高等学校の 3 校に分教室が正式に設置されたが、その後も高等部への入学希望者のニーズは高い為、特にニーズの高い那覇・南部地区に早急に分教室を設置する必要がある。
- (4) 通学の利便性や、総合学科の施設・設備を活用した教育課程の実施等を考慮すると、県立陽明高等学校が分教室設置に適している。
- (5) 上記(1)から(4)により、県立陽明高等学校に県立沖縄高等特別支援学校の分教室を設置することとし、それに伴い沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 県立沖縄高等特別支援学校陽明高等学校分教室（位置：浦添市大平、障害の種類：知的障害、高等部、修業年限：3 年、普通科）を設置する（第 3 条別表関係）
- (2) この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号） 第 73 条

5 関係各課との調整

総務課及び関係校と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年3月28日教育委員会規則第8号）													
新					旧								
<p>沖縄県立特別支援学校管理規則 (名称、位置、修業年限等)</p> <p>第3条 学校の名称、位置、障害の種類、部、科、修業年限及び学科は、別表に定めるところによる。</p>													
<p>別表（第3条関係）</p>													
<p>別表（第3条関係）</p>					<p>別表（第3条関係）</p>								
名称	位置	障害の種類	部	科	修業年限	学科	名称	位置	障害の種類	部	科	修業年限	学科
沖縄県立 沖縄高等特別 支援学校	うるま市 字田場	知的障害	高等部		3年	普通科	沖縄県立 沖縄高等特別 支援学校	うるま市 字田場	知的障害	高等部		3年	普通科
中部農林高 等学校分 教室	うるま市 字田場	知的障害	高等部		3年	普通科	中部農林高 等学校分教 室	うるま市 字田場	知的障害	高等部		3年	普通科
南風原高 等学校分 教室	南風原町 字津嘉山	知的障害	高等部		3年	普通科	南風原高 等学校分教 室	南風原町 字津嘉山	知的障害	高等部		3年	普通科
陽明高等 学校分教 室	浦添市大 平	知的障害	高等部		3年	普通科							